

2019年度 事業計画

I. 基本方針

少子高齢社会の深淵や人口減少に伴う過疎化、ライフスタイルの多様化・核家族化等による社会環境の変化と、地域が抱える課題が多様化するなかで生活や健康への不安などの問題が深刻化しており、地域での人と人のつながりがより重要かつ大切になってきています。

さらに、経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化等を背景に、地域社会の機能の脆弱化や希薄化が進み、孤立死や自死、引きこもり等の社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得等の生活困窮の問題、虐待や悪質商法、権利侵害の問題など、地域における生活課題は深刻化および潜在化の傾向にあります。

このようなことを背景に、持続可能な社会保障制度に転換を図るため、財源確保及び給付の重点化・効率化を進める一方、子ども・子育て支援の強化や医療・介護サービス保障の強化、貧困・格差対策の強化等、福祉をとり巻く施策も大きく変化し続けています。

国では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念として、住民一人ひとりの生活上の困難や生きづらさ、その背景にある地域課題を、住民誰もが「我が事」として捉え、その解決を図る地域づくりに主体的に参画することで、誰にとっても居場所と出番(役割)がある、共につながりあい・支えあう豊かな地域共生社会の実現を目指す取組みを推進しています。

こうしたなか、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすことができる福祉の地域づくりを使命とする美咲町社会福祉協議会は、地域福祉の福祉課題・生活課題を受け止め、その解決に向けた取組みを、住民、ボランティア、各種団体や行政等関係機関と一体となり、地域に住む一人ひとりを尊重し・個性を活かし、共に生きていくことを大切にした共生の地域づくりに努めています。

2019年度は、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの仕組みづくりに、地域住民、ボランティア、医療・保健・福祉・行政等専門職との連携を図り、「我が事・丸ごと」の地域づくりに取り組んでいきます。

II. 事業実施計画

1. 法人運営事業

・役員会等の開催

○役員会（5月、6月、9月、11月、3月 予定）

○監事監査（5月→決算監査、11月→中間監査）

○評議員会（6月、9月、12月、3月 予定）

○評議員選任・解任委員会（随時）

・役職員等の研修

○「社協・生活支援活動強化方針」の理解と実践に向けて

○「社会福祉法人の地域公益的取組み」に向けて

・管理者・主任会議の開催

○社協を取り巻く施策等の理解と実践

○社協運営に関する理解と共有

○事業の進捗状況の確認、調整

・財務運営

○健全経営に向けた財務管理や計画的・持続的な財源の確保

○施設等の適切な維持管理・整備を行い、効率的な運営維持

○公費補助及び委託事業の確保

・組織運営

○業務・労務・人事管理等の組織体制づくり

○職員の資質向上をめざした職員の育成

・第2期地域福祉活動計画の策定

○第2期地域福祉活動計画の理解と提言

・地域における公益的な活動への取り組み

○町内の社会福祉法人が連携し、それぞれの強みを活かし、制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりに努めます。

○既存のサービスでは十分に対応できることに対する支援等社会貢献活動の推進に努めます。

・会員制度

○会員の加入促進

2. 地域福祉事業

2-1 地域福祉活動推進

地域包括ケアシステム構築への取り組み

地域に暮らす一人ひとりを尊重し、住み慣れた地域・我が家で、自分らしい暮らしをいつまでも続けられることが出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム(=地域ぐるみの支えあいの仕組みづくり)の構築に取り組みます。

- ・見守り、ふれあいサロン活動
- ・成年後見、日常生活自立支援等の権利擁護事業
- ・住民参加型在宅福祉サービス等の地域福祉活動
- ・インフォーマルの福祉サービスの創出
- ・地域福祉推進活動の組織化
- ・福祉法人等との連携と協働による地域公益活動

○小地域福祉活動の促進

日常生活圏のなかでの見守り・声掛け活動、地域での福祉活動をとおし、発見された生活課題や困りごとについて話しあい、解決策を見出すための仕組みづくりの促進を図ると共に、その解決に向けての活動が実践されるよう支援します。

- ・ふれあいサロン活動の促進・支援
- ・ワンデイカフェ等の開店・運営活動支援
- ・支えあい・助けあいの組織づくりの支援
- ・生活支援サービス事業の促進・支援

○福祉教育の推進

地域に暮らす一人ひとりの存在を認め、お互いに支え・寄り添った支援や地域ネットワークづくりや共に生きていく地域づくり・人づくりが求められています。これら共生の地域づくり・人づくりの意識を醸成し、子どもから高齢者まで地域のなかで共に生きる力を育み、共に助けあい・支えあう地域の福祉力が向上するように努めます。

○ボランティア活動の推進

地域での生活課題や困りごとを解決し、助けあい・支えあう活動を推進する人材の発掘と育成および組織化の構築を図ります。

また、ボランティア活動の拠点となるボランティアセンター機能の充実を図ります。

①ボランティア活動の情報把握・提供

活動を行っている団体、受入れ団体や活動助成金等の情報把握と情報提供に努めます。

②啓発、きっかけづくりの支援

ボランティア活動をしたい人を対象にした啓発・体験イベント等の企画・実施、ボランティア活動先等の紹介、コーディネートにも積極的に取り組んでいきます。

③活動する個人・団体への支援と推進基盤の整備

相談・調整・紹介、研修・学習の提供、機材の貸与・提供等を行い、活動を支援します。ボランティア連絡協議会とも連携を図り、ボランティア団体による各分野での活動を支援します。

○災害ボランティアセンター等緊急対応の体制整備

- ・災害等緊急時に対応できるよう、ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。
- ・災害等緊急時に、美咲町等と連携した支援体制が図れるよう努めます。
- ・災害等緊急時に対応できるよう意識の醸成に努めます。

○生活支援体制整備の推進

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進するために、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制づくりを推進します。

- ・「通いの場」等、居場所・出場所づくりの支援
- ・見守り、ショッとしたお手伝い等のサポートふくしの推進
- ・地域の生活課題等解決に向けてのサービスの創出
- ・情報共有や情報交換ならびに地域組織化や地域活動の支援

○社会福祉大会の開催

「第8回 美咲町社会福祉大会」の開催

子どもから高齢者・障がい者等、誰もが生き活きと暮らすことができる共生の地域づくり＝「共に生きる」・「共に支えあう」意識を共有し、更なる連携強化を図るとともに、社会福祉の向上にご尽力された方を顕彰し感謝の意を表すための大会を開催します。

また、戸別募金活動、地域募金及びイベント募金等にご尽力いただく方々に参加していただき、共同募金運動協力への感謝と10月から始まる運動を地域住民に広く周知するよう努めます。

美咲町内の就労施設等の物品販売ブースを設け、就労施設で働いている方々の労働意欲・活動意欲の向上ならびに社会参加支援を積極的に進めます。

- ・開 催 平成 31 年 10 月 13 日(日) (予 定)
- ・時 間 13:00 ~ 15:30 (予 定)
- ・場 所 柵原総合文化センター (予 定)
- ・内 容 表 彰・感謝等の式典
- ・共同募金活動、配分事業等の情報提供
- ・講演会 テーマ「一人ひとりの個性が輝く 共生の地域」(仮 題)
- ・講 師 未 定 (予 定)

2-2 生活支援・福祉総合相談の推進

少子・高齢化の進行や働き方等の生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法、権利侵害の問題など、地域における生活課題は深刻化しています。こうした今日的な生活課題を受け止め、その解決に向けて包括的な仕組みづくりに取り組んでいきます。

○地域包括支援センター事業の運営

高齢者が、その人の個性を活かし、尊厳ある生活を住み慣れた地域・家庭で続けられるよう、心身の健康の保持および生活の安定のため支援します。

また、地域の課題・問題に対し、地域を支えている様々な団体、専門機関・行政等と連携し、安心して暮らしていける地域づくりに取り組みます。

○権利擁護センター事業の運営

地域社会における不平等や差別、虐待等をなくし、高齢や障害・疾病等のため身体能力や意思判断能力等が不十分であっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう成年後見の利用に係る相談および支援、権利擁護に関する相談・支援に努めます。

○生活困窮者自立支援の推進

経済的や社会的孤立等困りごとを抱えている人の幅広い相談を受け、相談者と一緒に考えながら、支援計画の作成や、他機関へ同行・調整など、相談者に寄り添った伴走型の支援を行います。

○日常生活自立支援事業の促進

高齢者や障がい者等で、判断能力が不十分な方に対し、金銭の管理や福祉サービス利用に関する等、利用者との契約のもと、日常的な生活支援を行います。

また、援助を行う生活支援員の養成及び研修を行います。

○生活福祉資金等貸付事業の推進

- i) 美咲町社会福祉協議会福祉資金貸付事業（美咲町社協が実施する制度）
生活困窮者を対象に、一時的な貸付を必要とする場合に生活費等の貸付を行い福祉の向上に努めます。
貸付金額—3万円以内 貸付期間—6ヶ月以内
- ii) 生活福祉資金貸付事業（県社協が実施する国の制度）
低所得者・障がい者・高齢者等に対し、生活福祉資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その自立を支援することを目的とする制度の適切な運用に努めます。

○障害者差別解消法への対応

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものは見直し、合理的配慮を行い、一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きていく地域づくりに努めます。

○障害者優先調達推進法への対応

障害者就労施設等が供給する物品等の調達・購入の推進に努め、障害者就労施設に就労する障害者、在宅就業障害者の自立ならびに就業の機会を保障、促進を図ります。

2-3 共同募金

住み慣れた地域で安心して暮らすことができる支えあいの地域づくりを推進する活動を財源面から支援する美咲町共同募金委員会の事業に積極的に取り組みます。

また、配分助成事業についても、公募・事業の審査・決定等に関する情報の開示にも努め、集められた募金の使われ方の「見える化」にも努めます。

1) 募金活動

運動期間	10月1日～12月31日
目標額	赤い羽根募金 2,490千円
	歳末たすけあい募金 1,500千円

2) 配分事業

「じぶんの町を良くするしくみ」づくりのため、地域に根ざした、地域福祉活動の財源として有効な配分に努めます。

配分額	一般募金 1,740千円
	歳末たすけあい募金 1,500千円

○社協会員の加入促進

住民主体の福祉活動を推進していくため、「共助力」・「近所力」を高め、共に支え、共に助けあう地域づくり・人づくりを築くために、社協会員を募ります。美咲町で暮らす方、働いている方など全ての方々に賛同していただき、社協会員を増やすよう努めます。

3. 介護保険事業

いつまでも元気に我が家で、我が地域で暮らすために介護保険事業を推進していきます。

3-1 在宅福祉サービス事業の推進

・通所介護事業（デイサービス事業）

要介護状態にある人が、出来る限り住み慣れた地域・我が家において、安心して日常生活を過ごすことが出来るよう、介護保険法による通所介護事業を実施します。

また、利用者の心身の状況に応じて、適切な福祉サービスや居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、多職種との連携を図り、利用者支援を行います。

1) 実施事業所

- ・美咲町中央ふれあいセンター
- ・美咲町柵原デイサービスセンター かしのき荘
- ・美咲町福祉の里 あさひが丘

2) 実施事業の概要

- ・美咲町中央ふれあいセンター

利用定員 40名

営業日 月曜日～土曜日(但し、12月29日～1月3日を除く)

営業時間 午前9時～午後5時

利用者見込み（年間） 11,600件

- ・美咲町柵原デイサービスセンター かしのき荘

利用定員 25名

営業日 月曜日～土曜日(但し、12月29日～1月3日を除く)

営業時間 午前9時～午後5時

利用者見込み（年間） 6,810件

・美咲町福祉の里 あさひが丘

利用定員 25名

営業日 月曜日～土曜日(但し、12月29日～1月3日を除く)

営業時間 午前9時～午後5時

利用者見込み(年間) 6,400件

・訪問介護事業（ホームヘルプサービス事業）

要介護状態にある人が、出来る限り住み慣れた地域・我が家において、安心して日常生活を過ごすことが出来るよう、介護保険法による訪問介護事業を実施します。

また、介護保険の対象にならない高齢者の日常生活を支援していくため、美咲町からの受託事業として「生活管理指導事業」を実施します。

さらに、障害者総合支援事業に拠り、障がい者の訪問介護サービス事業にも取り組み、障がい者の日常生活の支援にも努めます。

1) 実施事業所

・ヘルパーステーション美咲

2) 実施事業の概要

営業日 月曜日～金曜日(但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く)

営業時間 午前8時30分～午後5時15分

サービス提供 月曜日～日曜日 午前8時～午後6時30分

利用者見込み(年間)

介護保険(介護給付・予防給付) 13,500件

生活管理指導事業 95件

障害者総合支援事業 1,200件

・居宅介護支援事業

介護保険による在宅サービスが適切に利用でき、在宅での生活を支援していくため、この事業に積極的に取り組みます。

また、介護保険制度に留まらず、地域で展開されている見守り、声掛けその他インフォーマルな福祉サービスも組合せて、利用者の在宅生活の質を高めていくよう努めます。

1) 実施事業所

- ・美咲町中央居宅介護支援事業所
- ・美咲町柵原居宅介護支援事業所
- ・美咲町旭居宅介護支援事業所

2) 実施事業の概要

- ・美咲町中央居宅介護支援事業所

営業日 月曜日～金曜日(但し、国民の祝日及び12月29日～1月
3日を除く)

営業時間 午前8時30分～午後5時15分

利用者見込み(年間)

居宅介護	1,600件
訪問調査	150件
介護予防	15件

- ・美咲町柵原居宅介護支援事業所

営業日 月曜日～金曜日(但し、国民の祝日及び12月29日～1月
3日を除く)

営業時間 午前8時30分～午後5時15分

利用者見込み(年間)

居宅介護	920件
訪問調査	120件

- ・美咲町旭居宅介護支援事業所

営業日 月曜日～金曜日(但し、国民の祝日及び12月29日～1月
3日を除く)

営業時間 午前8時30分～午後5時15分

利用者見込み(年間)

居宅介護	900件
訪問調査	150件

・指定介護支援事業

予防給付対象者となる要支援者等が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づ

く介護予防サービス等の提供が確保されるよう。関係機関との連絡調整を図ります。

介護予防等 1,550件

・地域密着型特別養護老人ホーム事業

住み慣れた地域で、可能な限り安心して日常生活が送れるよう、地域密着型特別養護老人ホームの運営に積極的に取り組みます。

1) 実施事業所

・地域密着型特別養護老人ホーム あさひが丘

2) 実施事業の概要

入 所 定 員	長期入所利用定員	25名
	短期入所利用定員	4名

・利用者見込数(年間)

長期入所利用者	8,850人
短期入所利用者	1,200人